

# 消費生活センターから



令和 3 年 4 月 1 日号

# ワクチン接種に便乗したなりすましにご注意を

新型コロナワクチン接種に便乗し、区役所等の職員をかたった、なりすましによる トラブルが発生しています。正しい情報を知り、冷静な対応をしましょう。

「新型コロナワクチンが接種できる。 接種費用は無料だが、予約金が必要だ。 予約金は後日全額返金するので、お金を 振り込むように」と、保健所を名乗る電 話があった。

⇒ 新型コロナワクチンは、予約も接 種も無料です。予約の際に費用を 徴収することはありません。

「新型コロナワクチンが無料で接種 できるので、氏名や住所を教えてほし い」と、個人情報を聞き出す不審な電 話がかかってきた。

→ 電話やメールで個人情報を求め ることはありません。接種対象 の方には、区から「接種券(ク ーポン券) 」を送付します。

#### - 対応の注意点-

- ●心当たりのない不審なメール等が届 いても、反応しないようにしましょう
- ●不審な電話は無視し、また、留守番 電話や自動通話録音機を利用しまし
- ●ワクチン接種の予約等の連絡をして いないのに、区役所等の職員が突然 電話をかけてくることはありませ ん。怪しいと感じたら、すぐに電話 を切りましょう

#### 消費生活センターをご利用ください

受付日(月)~(金)※祝等は除く

時

間 午前8時30分~午後4時30分

受付専用電話 ☎ (5604) 7055

場所・問合せ 消費生活センター (区役所6階) ☎内線477

※国民生活センター新型コロナワクチン詐欺消費者ホットラインもご利用ください ☎0120 (797) 188 (受付時間: 出·旧· 祝等を含む午前10時~午後4時)

令和 3 年 6 月 1 日号

Web上で交際相手候補の情報を提供するマッチングアプリを悪用し、投資や講座の契約をさせる悪質商法が増えています。

#### デートのはずが投資ソフトを買わされた

マッチングアプリで好意を抱いた相手に誘われて、実際に会ったところ「知り合 いがFX取引で稼いでいるので今度一緒に話を聞きに行こう」と言われた。相手と また会いたかったので、後日、相手とその知り合いに会いに行ったところ、FX取 引について説明され、高額な投資ソフトの契約を迫られた。断ろうとしたが、一緒 に行った相手が契約したため、断りきることができずに契約してしまった。

#### 将来の夢を話したらマルチ商法を紹介された

マッチングアプリで知り合った相手に別のSNSサービスに誘導され、そこでメ ッセージのやり取りを始めた。やり取りを続ける中で、自分の将来の夢を話したと ころ、そのノウハウを持つ講師を紹介され、講師から講座を勧誘された。高額であ ったため、迷っていたが「別の人にこの講座を紹介すればお金がもらえるので、す ぐに契約金額を取り戻せる」と言われ契約してしまった。

#### 被害に遭わないために

利用規約違反の相手に警戒する

アプリによっては、勧誘行為や相手へ の送金、ほかのSNSツールへの誘導を 禁止している場合があります。これに違 反している相手には警戒してください。

- 投資等のもうけ話や契約の勧誘、送金の 話が出たら、きっぱりと断る
- 相手から個人情報を求められても、安易 に提供しない

不安の不審に思ったら、迷わずに 消費生活セシターへご相談くだざい

消費生活センターを ご利用ください

日 (月)~倫) ※腕等は除く

間 午前8時30分~午後4時30分

受付専用電話 ☎ (5604) 7055

場所・問合せ

消費生活センター (区役所6階) ☆内線477 ※出・旧・脳等は、消費者ホットライン☎188をご利用ください

#### 消費生活センターから

# にご注意を

### 事例1 荷受け代行・転送アルバイト

インターネットで、荷受け代行アルバイトを登録した。届い た商品を指定の住所に転送したところ、後日、複数の請求書が 届き、個人情報を不正使用されたことに気づいた。

→知らない人に商品の受け取りや転送を頼むことはありませ ん。不正使用に気づいた時点で、すぐに請求元に連絡してく ださい。

#### 事例2 ) 暗号資産(仮想通貨)取引所の口座開設

友人から、暗号資産取引所に□座を開設するよう勧められ、 手続きをした。その後「別の暗号資産取引所に資産を移すとも っともうかる」と言われ、資産を移した。当初、高額な利益が 出たが、出金できず、友人とも連絡が取れなくなった。

➡暗号資産交換業は、金融庁財務局の登録を受けた事業者のみ 行うことができます。登録の有無を必ず確認してください。

#### 消費生活センターをご利用ください

受付日 (月)~金) ※ 祝等は除く

間 午前8時30分~午後4時30分

受付専用 話

**a** (5604) 7055

所 問合せ 消費生活センター(区役所6階) ☎内線477 用ください

#### 【事例1補足】

- インターネット通販は、住所、氏名、連絡先、メールアドレスを入力して申し込みます。本 人以外のアドレスで契約が申し込まれるため、本人には承諾メールが届かず無断契約に気づ くのが遅れます。
- 騙されたとしてもあなたに支払い義務があります。騙されたと気づいたらすぐに契約先に連 絡しましょう。

#### 【事例2補足】

金融庁財務局の登録を受けた事業者のみ国内で暗号資産交換業を行うことができます。登録 要件は、株式会社であること、資本金が 1000 万円以上で純資産がマイナスでないこと、 暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制が整備されていることなどです。登録の有無 を確認しましょう。

# なる相談が増えていま

### 令和2年度消費生活センターの相談概要

令和2年度、消費生活センターへの相談件数は1790件で、前 年度より184件増加しました。

60歳以上の方の相談は678件、うち70歳以上は437件で、年 代別では最多でした。また、若者世代の相談も前年度より40.1 %増加しました。

令和4年4月1日からの成年年齢引き下げに伴い、若者の消費 者トラブルがさらに増える可能性があります。

正しい知識や判断力を持ち、消費者トラブルに遭わないよう注 意しましょう。

#### 増加した相談

#### スマートフォンや移動通信サービス等

格安スマートフォンへの乗り換え、フィーチャーフォン(ガラケー)から スマートフォンへの変更等によるトラブルの相談が増えました。特に通信料 や解約した端末の残債、通信不具合等の相談が多数ありました。

#### ▶火災保険申請代行サービスやトイレ・排水管の工事等

「火災保険で屋根工事等ができると言われ、火災保険申請代行サービス や、屋根工事等の契約をした」という相談が増加しました。「トイレや排水 管工事を依頼したが、高額を請求された」との相談も多数ありました。

#### 目立った相談

#### ▶賃貸住宅の原状回復費用等

入居時の修繕費や退去時の原状回復費用等の相談が最も多く、相談件数は 1位でした。

#### ▶新型コロナウイルス感染症の影響

航空券の返金トラブル、結婚式場のキャンセル料の相談が多数ありまし た。インターネットでの健康食品等の定期購入や、通信販売の相談も目立ち ました。架空請求メールも引き続き多くの相談がありました。

#### 令和2年度に相談の多かった内容

順位	主な相談内容	件数	
1	賃貸住宅の原状回復費用等	123	
2	架空請求メール等	121	
3	コンテンツ利用料に関する 架空請求、情報商材等		
4	保険申請代行サービス等	99	
5	健康食品の定期購入等	84	
6	工事・建築・リフォーム工事等		
7	格安スマートフォン等の移動通信サービス等		
8	化粧品類の通信販売等	63	
8	多重債務相談等	63	
10	インターネット通信サービス(光回線)等	49	

消費生活センターをご利用ください

受付時間 月〜 歯(腕等は除く)の午前8時30分〜午後4時30分

受付専用電話 ☎ (5604) 7055 場所・問合せ 消費生活センター (区役所6階) ☎内線477

今和 3 年 11 月 21 日号

# の電力料金プランの契約にご注意を**※**

市場連動型の料金プランは、電力の卸売価格の高騰により、電気料金が高額になる可能性があります。ご注意ください。

#### 市場連動型プランとは

一般的な「従量電灯型」と違い、 電力を日本卸電力取引所という市場 から仕入れるため、電気の需要と供 給の状況で価格が変動するプランで す。令和3年1月は「普段の7~ 12倍相当の料金を請求された」とい う相談が多発しました。今年の冬も 安定した供給ができず、価格が高騰 する見込みです。

平成28年以降に契約変更した方で、電気料金の請求書に「市場連動型」「一部市場連動型」「燃料調 整型」の記載がある場合は、市場連動型プランでの契約です。契約内容を確認し、必要に応じて、契 約の変更等を検討しましょう。訪問や電話で市場連動型プランの契約・変更等を行った場合は、クー リング・オフができる場合があり、供給開始前であればキャンセルできる場合もあります。

#### 消費生活センターをご利用ください

受付日 (月)〜(金) ※ 納等は除く

間 午前8時30分~午後4時30分 間 合せ

受付専用電話 ☎ (5604) 7055

消費生活センタ-(区役所6階) ☎内線477



※田・田・榊等は、消費者ホットライン ☎188をご利用くがさい

市場連動型のプランは、電力会社の固定料金と違い、市場での価格が低い時は電気料金が安 くなります。しかし市場取引価格が高騰すると、そのまま料金に影響が出ます。令和3年1 月には、普段の7~12倍相当の料金を請求されて驚いたとの相談が多発しました。

## 悪質な投資の勧誘にご注意を

進学・就職等で人間関係が変化する時期を狙って、悪質 な投資の勧誘が発生するおそれがあります。知人等から紹 介されても安心せず、契約相手・内容を確認しましょう。

知人の紹介で社債を購入した。満期となったが、 事業者と連絡が取れず、お金を返してもらえない。

金融庁の登録を受けていない事業者と社債取引等の契 約をしてしまい、被害に遭うケースが発生しています。 契約の前に、金融庁ホームページ (https://www.fsa. go.jp/menkyo/menkyo.html) で登録の有無を確認し ましょう。

知人から紹介された海外事業者のFXで多額の利益が出た。出金 のため手数料を払ったが、出金できず、業者と連絡も取れない。

利益が出たと見せかけ、出金時の手数料を狙うケースです。このような 事業者は、連絡方法がSNSのみの場合もあり、連絡が取れても返金さ れることはほとんどありません。財務省ホームページ (http://kantou. mof.go.jp/kinyuu/kinshotorihou/unregistered-2.htm)で悪質事業者 一覧を公表しているので、契約前に確認しましょう。

#### 消費生活センターをご利用ください

受 付 日 月~ 金 ※ 船等は除く

間 午前8時30分~午後4時30分

受付専用電話 ☎ (5604) 7055

場所・問合せ

消費生活センター (区役所 6階) ☎内線477 ※出・旧・祝等は、消費者ホットライン☎188をご利用 ください

令和4年3月1日号

## 若年層の消費者トラブルに 元 成年年齢が「18歳」に変わります

4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。これに伴 い、若年層の消費者トラブルが多発するおそれがあります。ご注意

▶契約について正しい知識を

契約とは、法律上の責任がある約束のことで、口頭の約束でも成 立します。原則、一方の都合でやめることはできません。

▶困ったときのために情報収集を

解決策をインターネットだけに頼るのは危険です。インターネッ ト上の情報が真実とは限りません。消費生活センター・消費者庁等 の公的機関からのお知らせ等で情報収集し、トラブルに巻き込まれ た場合の相談窓□を知りましょう。

▶トラブルの例を知っておきましょう

インターネットやSNSのほかに、知人等からの誘いがきっかけ で巻き込まれることもあります。よくあるトラブル例を事前に知 り、必要のない契約はきっぱり断る等、安易に契約しないよう、心 がけましょう。

#### 消費生活センターからのお知らせ

- ■多重債務110番…債務整理の問題について、消費生活相談員が 内容を聞き、弁護士相談等を案内します。
  - 日時 3月7日间・8日以午前8時30分~午後4時30分
- ■若者のトラブル110番…29歳以下の契約当事者の相談を受け 付けます。

日時 3月14日间-15日似午前8時30分~午後4時30分

消費生活センターをご利用ください -

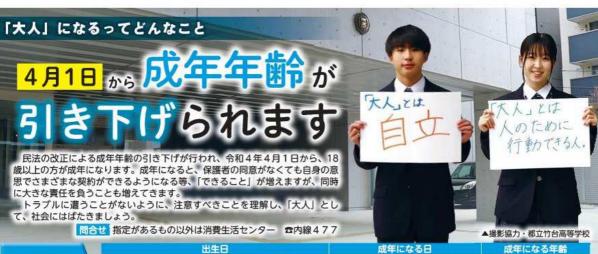
受付日 (月)〜(金) ※ 紛等は除く

時間午前8時30分~午後4時30分

受付専用電話 ☎ (5604) 7055

場所・問合せ 消費生活センター (区役所6階) ☆内線477 ※出・旧・祝等は、消費者ホットライン☎188をご利用ください

大人として、社会的な責任を 負うという意味を考えましょ う。社会の一員であることを 自覚し、望ましい行動をしま しょう。



成年になる 期日・年齢

出生日	成年になる日	成年になる年齢	
平成14年4月1日以前	20歳の誕生日	20歳	
平成14年4月2日~平成15年4月1日	会和4年4日1日	19歳	
平成15年4月2日~平成16年4月1日	令和4年4月1日	18歳	
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日	歳の誕生日	

#### 成年年齢の引き下げで変わること

成年年齢引き下げに伴い、18歳になると次のことができるようになります。

- ●クレジットカードを作る ●携帯電話・ローンを契約する
- ●10年間有効のパスポートを取得する ●アパート等を借りる
- ●性同一性障害の方が、性別の取り扱いの変更審判を受ける

#### これまでどおり20歳にならないとできないこと

- 競馬・競輪・オートレース等の投票券の購入
- 大型・中型自動車運転免許の取得



(D) (D

#### 消費者トラブルにご注意を

成年になると、保護者の同意がなくても、自身で有効な契約ができ るようになりますが「未成年者取消権」が使えなくなります。

例年、新成年を狙った悪質商法が発生しています。被害に遭わない ように、契約について正しい知識を身に付けましょう。また、困った ときは一人で抱え込まず、消費生活センターに相談してください。

#### 新成年を狙った手口

#### キャッチセールス

アンケートに応じるように声をかけ、事務所等に連れていきま す。事務所等では、契約するまでは帰れない状況に追い込み、契約 を迫ります。

#### ●マルチ商法

「友人を紹介すればお金がもらえる」等と勧誘して高額商品を購 入させます。

#### ●デート商法

SNS等で近づき、恋愛感情や好意を巧みに利用し、契約を迫り ます。

#### ● 「未成年者取消権」とは

未成年者が、保護者の同意なしに契約してしまった場合、-定の条件の下に契約の取り消しができることが法律で定められ ています。ただし、自身の年齢や保護者の同意を得ているとう そをついて契約した場合や、お小遣いの範囲の金額の契約は取 り消しできません。

#### 消費生活センターをご利用ください

受付日川〜倫 ※ 腕等は除く

間 午前8時30分~午後4時30分

受付専用電話 ☎ (5604) 7055

消費生活センター(区役所6階) ☎内線477 場所・問合せ ※出・旧・祝等は、消費者ホットライン☎188をご利 用ください

#### 婚姻開始年齢が変わります

今回の民法の改正で、令和4年4月1日以降、 女性の婚姻開始年齢が18歳に変わります。な お、令和4年4月1日時点ですでに16歳以上の 方については、引き続き、18歳未満でも婚姻で きます。

間合せ 戸籍住民課戸籍係 ☎内線2354

#### 裁判員に選ばれる場合があります

裁判員裁判制度は、国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、罪の有 無や、有罪の場合の刑の内容を決める制度です。成年年齢の引き下げに伴い、 令和5年から、18・19歳の方も裁判員に選ばれる場合があります。詳細は、裁 判員制度ウェブサイト (https://www.saibanin.courts.go.jp/) をご覧くださ

問合せ 東京地方裁判所裁判員係 ☎(3581)2910

成人の日のつどい(仮称)は 20歳の方を対象に開催します

区では、成人式にあたる「成人の日のつどい (仮称)」を開催します。成人の日 のつどい(仮称)は、成年年齢引き下げ後も、これまでどおり20歳の方が対象に なります。詳細は、荒川区ホームページをご覧ください。

問合せ 生涯学習課生涯学習事業係 ☎内線3354

# 消費生活センターをご利用下さい



### 受付時間

月~金曜日(祝日等は除く)、午前8時30分~午後4時30分

## 受付専用電話

03(5604)7055 土·日·祝日は**消費者ホットライン188**をご利用ください。

### 場所

荒川区役所6階